

大阿蘇病院小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

第1条 医療法人 社団大徳会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所（以下「本事業所」という。）が実施する指定小規模多機能型居宅介護の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

2 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

3 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

4 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス提供を行うものとする。

7 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員等により構成され

る協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

（小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第4条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めます。
- 3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及びは宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。
- 4 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得る。
- 5 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。
- 6 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

従業者の職種	員数	勤務形態	従業者の職務内容
管理者	1名	常勤・兼務	① 本事業所の従業者の管理及び指定小規模多機能型居宅介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。 ② 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたる。
介護支援専門員	1名	常勤・兼務	① 小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当する。 ② 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたる。
介護従事者	10名	常勤・非常勤を含む	① 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたる。

(名称及び所在地)

第6条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1、名 称

小規模多機能ホーム 「ひだまりの里」

2、所在地

熊本県阿蘇市一の宮町宮地5861番地2

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日(通年)及び営業時間は次のとおりとする。

1、通いサービス(基本時間) 8:00~16:00

2、宿泊サービス(基本時間) 17:00~8:00

3、訪問サービス(基本時間) 24時間

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第8条 本事業所登録定員並びに利用定員は次のとおりとする。

1、登録定員 29名

2、通いサービス利用定員 18名

3、宿泊サービス利用定員 7名

本事業所は、登録定員及び通いサービス利用定員並びに宿泊サービス利用定員を超えてサービス提供を行わない。ただし、災害その他止むを得ない事情のある場合は、この限りでない。

(短期利用居宅介護)

第9条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供できる。

(算定式)

当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員-当該事業所の登録者の数÷当該事業所の登録定員(小数点第1位以下四捨五入))

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を
行う家族等が疾病等やむをえない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定
めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が
作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多
機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従
いサービスを提供する。

（協力医療機関）

第10条 本事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科
医療機関を次のとおり定める。

1、協力医療機関

- （1）医療機関名 大阿蘇病院
- （2）所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 5833 番地

2、協力歯科医療機関

- （1）医療機関名 阿蘇きずな歯科医院
- （2）所在地 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 3472-1

（指定小規模多機能型居宅介護の内容）

第11条 本事業所が行う指定小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

1、送迎

- （1）居宅と小規模多機能ホーム ひだまりの里間の送迎

2、入浴の介助

- （1）毎日の入浴又は清拭を行います。

3、排泄物の介助

- （1）利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。
- （2）おむつの交換は随時行います。

4、食事の提供及び介助

- （1）利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基
づいて提供します。

- （2）食事は食堂でとっていただきます。

- （3）食事時間は原則として次のとおりとします。

- ① 朝食 7：30 ～ 8：30
- ② 昼食 12：00 ～ 13：00
- ③ 夕食 17：00 ～ 18：00

5、機能訓練

- (1) 離床援助、屋外散歩同行、家事共同作業、野菜園作物の育成収穫作業等により生活機能の維持・改善に努めます。

(介護等)

第12条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 利用者に対して、利用者の負担になり、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

3 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第13条 本事業所は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めるものとする。

2 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料)

第14条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額の1割又は負担割合に応じて、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。なお、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

2 本事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 送迎・交通費 20kmを超える遠隔地域の場合は超えた距離1kmにつき10円の交通費を負担いただきます

(2) 食材料費	1 4 3 0 円 (1 日につき)
内訳	朝 食 3 8 0 円
	昼 食 4 5 0 円
	夕 食 5 0 0 円
	おやつ 1 0 0 円

(3) 宿泊費 1 5 0 0 円

(4) おむつ代 実費負担となります。

(5) 理美容代 実費負担となります。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結等）

第 1 5 条 本事業所は、あらかじめ、デイサービス、ショートステイ、訪問、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額その他申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、小規模多機能型居宅介護の提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 1 6 条 本事業所の事業の実施地域は、次のとおりとする。
阿蘇市

（サービス提供に当たっての留意事項）

第 1 7 条 利用者が指定小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお、本項については、サービス提供時に利用者に通知するものとする。

- 1 指定場所での喫煙等火災予防の励行。
- 2 危険区域及び立入禁止区域等への立入禁止。
- 3 他の利用者等に迷惑を掛けぬよう留意する。
- 4 共同生活住居を損傷する行為等しないよう留意する。

（緊急時における対応方法）

第 1 8 条 本事業所の従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ本事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるも

のとする。

(非常災害対策)

第19条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 防火管理者は、本事業所の管理者をもってあて、火元責任者には本事業所の介護従業者をもってあてる。

3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

4 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

(1) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年1回以上

(2) 利用者を含めた総合訓練・・・・・・年1回以上

(3) 非常災害用の設備の使用方法的徹底・・・・・・随時

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 本事業所は、指定小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

1 正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第21条 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該小規模多機能型居宅介護を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該小規模多機能型居宅介護からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 指定小規模多機能居宅介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

2 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

3 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた

め、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 6 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。
- 7 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに主治の医師に連絡し、対応してもらう等必要な措置を講じる。
- 8 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第23条 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 本事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（調査への協力）

第24条 本事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（会計の区分）

第25条 本事業所は、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

（1日体験利用の内容）

第26条 1日体験利用については次の要領で行うものとする。

- 1 1日体験利用は1回限りとし、利用料金については320円、食事代（おやつ代込）は1食あたり480円とする。
- 2 体験の利用時間は、第7条の規定の通りとする。ただし、第2号の宿泊サービス及び第3号の訪問サービスについては行わないものとする。
- 3 体験利用の受け入れは、利用定員を満たさない場合に行うものとする。
- 4 送迎については、家族が行うものとする。
- 5 利用者の健康状態に応じて受け入れを行うものとし、入浴は希望者のみとする。
- 6 緊急時等の連絡先は、申請書に必ず記入するものとする。

- 7 1 日体験利用の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 8 1 日体験利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第27条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 本事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 本事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 本事業所は、サービス提供中に、本事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第28条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は指定地域密着型サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準に基づき医療法人 社団大徳会 大阿蘇病院管理者と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成18年12月1日から施行する。

平成22年9月1日に一部改定し施行する。

平成27年4月1日に一部改定し施行する。

平成27年8月1日に一部改定し施行する。

平成27年9月1日に一部改定し施行する。

平成30年5月1日に一部改訂し施行する。

平成30年8月1日に一部改訂し施行する。

令和元年10月1日に一部改正し施行する。

令和2年5月1日に一部改正し施行する。

令和6年4月1日に一部改正し施行する。

令和7年2月1日に一部改正し施行する。

令和 7 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。